

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

◇人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則

### 人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和四十五年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の旅費に関する条例施行規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（本州等の附属の島）

第二条 条例第二項第一号の人事委員会規則で定める本州等の附属の島は、次の各号に掲げる島を除いた島とする。

- 一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）
- 二 鹵舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）

第三条 条例第二項第四号の人事委員会規則で定める職員は、国又は他の都道府県の職員から引き続き採用された職員及び人事委員会が任命権者の申請に基づき別に定める職員とする。

（行政職給料表による等級の職務に相当する職務等）

第四条 条例第二項第二号の人事委員会規則で定める行政職給料表による等級の職務に相当する職務及び同条第三項の人事委員会規則で定める行政職給料表による等級の号給に相当する号給は、別表第一のとおりとする。

（旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額）

第五条 条例第三項第五号の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をしたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれとることができる。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため、又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

三 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費額の喪失の場合に旅費として支給する額)

条六条 条例第三条第六項の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができらる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令簿等の提示)

第七条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、すみやかに当該旅行命令簿等を支出担当職員等に提示しなければならぬ。

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第八条 条例第四条第六項の規定による旅行命令簿等の記載事項及び様式は、様式第一号による。

(路程の計算)

第九条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行なうものとする。

一 鉄道 日本国有鉄道の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

三 陸路 県内については人事委員会が別に定める県内陸路路程表に掲げる路程、県外については郵政省の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

3 第一項第三号の規定による陸路の路程を計算する場合には、県内については県内陸路路程表に掲げる各市町村内における役場（出張所等を含む。）、県外については郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所にも近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。

5 前二項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程

の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

6 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前五項の規定の趣旨に準じて行なうものとする。

(旅費請求書等)

第十条 条例第十三条第一項の人事委員会規則で定める書類は、別表第二のとおりとする。

(概算払に係る旅費の精算期間)

第十一条 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して二週間とする。

(概算払に係る旅費の過払金の返納期間)

第十二条 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める期間は、精算による過払金の返納の通知をした日の翌日から起算して二週間とする。

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかつた場合の取扱い)

第十三条 条例第十三条第四項の規定により行なう概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員給与に關する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額からすみやかに行なうものとする。

(日額旅費を支給する旅行等)

第十四条 条例第二十四条第一項の人事委員会規則で定める日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 別表第三の上欄の勤務箇所勤務する職員が、当該中欄に掲げる業務のため、それぞれ当該下欄に掲げる支給対象地域内とする旅行

二 講習、研修等の開始される日から終了する日までの期間が、県内にあつては三日以上、県外にあつては七日以上にわたる講習、研修等を受ける職員が、当該講習、研修等を受けるためにする旅行

第十五条 条例第二十四条第二項の規定による日額旅費の額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 前条第一号に規定する旅行の場合には、別表第四の定額

二 前条第二号に規定する旅行の場合には、次に掲げる額。ただし、日当及び宿泊料については、特別の事情がある場合には、人事委員会が任命権者の申請に基づき別に定める額

イ 宿泊を要しない場合は、別表第五の定額。ただし、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、同表の定額に条例別表第一号に定める宿泊料の定額の範囲内の実費の額を加えて得た額

ロ 宿泊を要する場合は、別表第六の定額

2 前条第一号に規定する旅行について支給する日額旅費は、一箇月分を取りまとめ、支給するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

3 日額旅費の支給方法は、前項に規定するもののほか、条例第六条第一項に規定する旅費の支給方法の例による。

(在勤地内旅行の日当の額)

第十六条 条例第二十五条第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、条例別表第一号に定める日当の定額の三分の一に相当する額

二 旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、条例別表第一号に定める日当の定額の二分の一に相当する額

(旅行手当を支給する旅行等)

第十七条 条例第三十条第一項の人事委員会規則で定める旅行手当を支給する旅行は、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。)とする。

第十八条 条例第三十条第二項の規定による旅行手当の額は、職員が最後に本邦の港を出港した日から最初に本邦の港に入港した日までの期間について、次の表の目的地(目的海域を含む。以下同じ。)の区分に従い、それぞれ別表第七に定めるとおりとする。ただし、同一航海において、その区分を異にする二以上の目的地を航海することとなつたときは、額の多い方の定額、天災その他やむを得ない事情によりその区分を異にする目的地に航海することとなつたときは、その区分を異にした期間中に限り、額の多い方の定額による。

区分	航海区域
	東経一三一度北緯二七度、東経一三五度北緯三〇度、東経一四三度北緯三二度、東経一四六度三〇分北緯四〇度、東経一五〇度北緯四四度、東経一四六度北緯四八度、東経一四〇度北緯四八度、東経一三五度北緯四〇度、東経一三〇度北緯三八度、東経一二六

第一区 度北緯三四度、東経一二六度北緯三〇度及び東経一二八度北緯二七度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域

第二区 東経一七五度、北緯二二度、東経一一〇度及び北緯五一度の線により囲まれた区域で第一区の区域を除いた区域(トンキン湾を除く。)

第三区 東経一七五度、北緯五一度、東経一三四度及び北緯六三度の線により囲まれた区域並びに東経一七五度、南緯一度、東経九四度及び北緯二二度の線により囲まれた区域(トンキン湾を含む。)

第四区 第一区、第二区及び第三区以外の区域

2 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職となつたときは、当該発令後最初に本邦の港に入港した日までの期間について、旅行手当を支給する。

3 旅行手当は、一航海ごとに支給する。

(旅費の調整の基準)

第十九条 条例第三十一条第一項から第三項までの規定を適用する場合の基準は、別表第八のとおりとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、日額旅費の定額に関する規定は昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行から、その他の規定はこの規



別表第二

旅費の種類	条例第三條第一項に規定する赴任に係る旅費	様式第二号	旅費請求書 添付書類
	条例第三條第五項に規定する旅費	様式第三号	
旅費	条例第三條第六項に規定する旅費	様式第四号	交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類
	条例第二十三條に規定する扶養親族移転料	様式第二号	
条例第二十四條に規定する日額旅費又は条例第二十五條に規定する在勤地内旅行の旅費(移転料を除く。)	条例第二十八條に規定する旅費及び条例第二十九條の規定	様式第五号	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に、それを証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
		職員が死亡したこと、その死亡	

条例第三十條に規定する旅行手当	により国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとされた場合における死亡手当	様式第六号	地及び遺族であることを証明する書類
	条例第七條ただし書の規定により計算される場合の旅費	様式第八号	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
条例第十五條第一項第四号に規定する寝台料金	"	"	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
条例第十六條に規定する航空賃	"	"	その支払を証明するに足る書類
条例第十七條第一項ただし書に規定する車賃	"	"	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
条例第十八條第二項の規定による場合における			公務上の必要又は天災その他や

その他の旅費	その他の旅費	その他の旅費	その他の旅費	その他の旅費	その他の旅費	その他 の旅費
条例第三十二条に規定する旅費	条例第二十七条に規定する旅費	条例第二十六条第一項第二号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	条例第二十一条に規定する移転料	条例第二十条に規定する食卓料	泊料	る日当又は条例第十九条第二項に規定する宿
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
明する書類	明する書類	明する書類	明する書類	明する書類	明する書類	明する書類
条例の規定に該当することを証明する書類	条例の規定に該当することを証明する書類	条例の規定に該当することを証明する書類	条例の規定に該当することを証明する書類	条例の規定に該当することを証明する書類	条例の規定に該当することを証明する書類	条例の規定に該当することを証明する書類

別表第三

勤務箇所	業務	支給対象地域
東京事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示販売、工場誘致又は公用自動車の運転	東京都の特別区の区域
大阪事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示販売、工場誘致又は公用自動車の運転	大阪市の区域（神戸貿易事務所にあつては、神戸市の区域）
北九州事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示販売又は公用自動車の運転	北九州市の区域
名古屋事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹介、幹旋、物産展示販売、工場誘致又は公用自動車の運転	名古屋市の区域
保健所	監視、取締、予防、指導、検査、放射線照射、保健指導又は公用自動車の運転	管轄区域
労働事務所	情報収集、調査、労働教育又は公用自動車の運転	管轄区域
地方農林振興局	調査、指導、測量、監視、監督	





別表第五

講習、研修等の実施地	在勤地内	一日につき	定額	トル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合	二三五円	一八五円	い場合の額に旅行日数を乗じて得た額と一夜当たりの宿泊料の額(条例別表第一号の宿泊料の定額の範囲内の実費の額の宿泊料の額)に旅行中の夜数に乗じて得た額とを合算して得た額	ない場合又は宿泊を要する場合の額と交通機関の利用について要した運賃等の実費の額とを合算して得た額
				旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合	三五〇円	二七五円		
在勤地外	二四〇円			在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の場合	七〇〇円	五五〇円		
				在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が五十キロメートル以上の場合				

別表第七

区	分	定額			
		第一区	第二区	第三区	第四区
四等級以上の職務にある者		五〇〇円	五四〇円	五八〇円	六一五円
		四〇〇円	四三五円	四七〇円	五〇〇円
五等級以下の職務にある者					

別表第六号

講習、研修等の実施地	講習、研修等の宿泊の施設	講習、研修等の期間	日当(一日につき)		甲地方	乙地方	額
			甲地方	乙地方			
県外	すべての宿泊施設	全期間のうち三日以上の期間	二四〇円	二、三二〇円	九八〇円		条例第六条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額
		全期間のうち一日未満の期間	二八〇円	一、四〇〇円	一、二二〇円		
県内	その他の宿泊施設	全期間のうち三日以上の期間	二四〇円		九八〇円		条例第三十一条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額又は条例第六条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額
		全期間のうち一日未満の期間	二八〇円		一、二二〇円		
	公用の宿泊施設	全期間のうち一日未満の期間	一六〇円		七〇〇円		条例第六条の規定による旅費の調整後の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額

## 別表第八

## 第一 条例第三十一条第一項の規定を適用する場合の基準

- 一 職員の職務、職務の等級又は等級の号給がさかのぼつて変更された場合において、当該職員がすでにした旅行について旅費の変更をすることが適当でない認められるときには、当該変更に係る部分の旅費を支給しないものとする。
- 二 職員が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行したため、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を必要としなかつた場合には、当該必要としなかつた旅費の全額を支給しないものとする。
- 三 職員が公用の自動車により在勤地以外の地域で陸路二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の旅行をした場合には、条例別表第一号の日当の定額の二分の一に相当する額を支給しないものとする。
- 四 職員が水産試験船、取締船、実習船及び警備船に乗り組み、一日につき五時間未満の航海をした場合には、日当又は旅行手当を支給しないものとする。
- 五 職員が旅行中公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、条例に定める日当又は宿泊料を支給する必要がない場合には、当該療養期間中条例別表第一号の日当及び宿泊料の定額の二分の一に相当する額を支給しないものとする。
- 六 職員が赴任に伴う住所又は居所の移転をした場合において、当該赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、条例に定める移転料の定額とその現実の移転の路程に応じた条例別表第二号の移転料の定額との差額を支給しないものとする。
- 七 職員が赴任に伴う住所又は居所を移転した場合において、次に掲げるときには、条例に定める着後手当の一部を支給しないものとし、その支給しない額は、それぞれに掲げるとおりとする。
  - イ 新在勤地に到着後直ちに職員のための具設宿舍又は自宅に入る場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第一号の日当の定額の二日分及び宿泊料の定額の二夜分に相当する額との差額
  - ロ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第一号の日当の定額の三日分及び宿泊料の定額の三夜分に相当する額との差額
  - ハ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第一号の日当の定額の四日分及び宿泊料の定額の四夜分に相当する額との差額
  - ニ 差額
- 八 赴任に伴い扶養親族を移転する場合において、当該移転が前号イからハまでに掲げる場合に該当するときには、条例で定める扶養親族移転料の額とそれぞれ前号イからハまでに掲げる場合に支給されることとなる着後手当に相当する額をその計算の基礎とした扶養親族移転料の額との差額を支給しないものとする。
- 九 職員が移動警察用務のため旅行した場合には、条例に定める鉄道賃の額と鉄道賃の最下級の運賃の額、条例に定める船賃の額と船賃の最下級の運賃の額及び条例に定める車賃の額と車賃の実費の額とのそれぞれの差額を支給しないものとする。

六 職員が赴任に伴う住所又は居所の移転をした場合において、当該赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、条例に定める移転料の定額とその現実の移転の

十 職員が水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、旅行した場合には、条例に定める支度料に相当する額を支給しないものとする。

十一 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、条例に定める旅費を支給する必要がある場合には、当該条例に定める旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費の額に相当する額を支給しないものとする。

第二 条例第三十一条第二項の規定を適用する場合の基準

条例第十四条第一項に規定する鉄道旅行及び条例第十五条第一項に規定する水路旅行のうち、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合において、二等級以下七等級三号給以上の職務又はこれに相当する職務にある者が一等級若しくはこれに相当する職務にある者又は人事委員会が別に定める者に随行する旅行のため、座席指定料金を支給する必要があると認められるときには、座席指定料金を支給するものとする。

第三 条例第三十一条第三項の規定を適用する場合の基準

次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

イ 鉄道賃及び船賃 最下級の鉄道賃及び船賃に相当する額

ロ 車賃 実費の額に相当する額

ハ 日当、宿泊料及び旅行手当 条例別表第一号に定める日当及び

宿泊料並びに別表第七に定める旅行手当のそれぞれの定額の二分

の一に相当する額

様式第1号

旅行 命 令 類 簿

No. \_\_\_\_\_

職 名	所 属 部 局 課	氏 名	旅 行 期 間	旅 行 命 令 類 簿 印 及 び 号 数	職 務 の 等 級 給 付 号 数	支 払 担 当 者 の 認 印	支 払 担 当 者 の 認 印	年 月 日	算 金 額	年 月 日	精 算 金 額	備 考	給 付 号 数
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										
			年 月 日 から 年 月 日 まで										

備考 1 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。  
 2 旅行命令等の変更の場合には、朱書すること。



様式第3号

旅 費 請 求 書

請求者		所属は 局 課 (又は 住 所) 名		旅行命令権者印		請求事由
		職 (又は 職 業) 職務の等級及び号給 (又は職員との統内) 氏 名				
請求額				⑩ 円		
算 出 根 拠	区 分	本 人	分 円	扶 養 親 族 分 円	計 円	内 容
	鉄 道 賃 賃					
	船 賃 賃					
	航 空 賃 賃					
	車 賃 賃					
	移 転 料 料					
支 度 料 料						
そ の 他						
計						

上記のとおり旅費を請求します。  
上記の金額を領収しました。

氏 名

年 月 日

年 月 日

備 考

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。







その2

旅費概算払算請求書

(連名式)

概算額	精算額	追給額	返納額	旅行事由	請求者		受領者氏名	旅令権印
					所属部局課	職名		
円	円	円	円	円				
概算額合計				精算額合計		追給額合計		返納額合計
円				円		円		円

(各人共通計算内容)

年月日	出発地	到着地	宿泊地	所要時間	行程	日当又は旅費	鉄道	賃又は運賃	車路	賃又は運賃	宿泊料	その他
					キロメートル	円	キロメートル	運賃又は運賃	キロメートル	運賃又は運賃	円	円
合 計												

上記のとおり旅費を請求します。  
上記の金額を領収しました。

氏 名 年 年 月 月 日 日 備考

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第6号

旅 費 請 求 書

		算出根拠 旅 行 命 令 印 股 旅 行 者 権	
請 求 者	所 属 部 住 局 課 所		
	職 名		
	職 務 の 等 級 及 び 号 柄 (又 は 職 員 と の 続 柄)		
	氏 名		㊦
請 求 額			円
死 亡 者	所 属 部 局 課		
	職 名		
	職 務 の 等 級 及 び 号 柄		
	氏 名		
請 求 者 と の 続 柄			
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。			年 月 日 氏 名 殿 ㊦
備考		備考	

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第7号

旅 費 概 算 払 算 請 求 書

その1

						旅 行 命 令 権 者 印	
請 求 者						職 名	
所 属 部 局							職 務 の 等 級 及 び 号 給 名
職 務 の 等 級 及 び 号 給 名							
請 求 額						円	
算 出 根 拠	区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	計	
	定 額	円	円	円	円		
支 給 額	期 間	日	日	日	日	日	
	支 給 額	円	円	円	円	円	
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。						備 考	
氏 名 年 年 月 月 日 日 殿 ⑩							

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。



様式第8号

旅 費 概 算 払 請 求 書

その1

概 算 額 円		精 算 額 円		追 給 額 円		返 納 額 円		計 円									
概 算 額 円		精 算 額 円		追 給 額 円		返 納 額 円		計 円									
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	経路	運賃	急料	特別車料	船運	特別船料	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食卓料	計	
						キロム	円	キロム	円	キロム	円	キロム	円	円	円	円	円
合計 条例第31条第 項の規定による 増減額 差 引 支 給 額																	
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 年 月 日 氏 名 殿																	
備考																	

備考 この様式は、用途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

その2

旅費概算請求書

(連名式)

概算額	精算額	追給額	返納額	旅行事由	請求者		受領者氏名	旅命者 行権印											
					所属部署課	職名													
円	円	円	円																
概算額合計 円				精算額合計 円		追給額合計 円		返納額合計 円											
(各人共通計算内容)																			
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	地	路	程	運賃	特別車賃	特別料	航空賃	車賃	日数	当	宿泊料	食卓料	計		
								円	円	円	円	円	日	円	夜	円	円	円	
								円	円	円	円	円	日	円	夜	円	円	円	
合計																			
差引																			
備考																			

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

上記のとおり旅費を請求します。  
上記の金額を領収しました。

氏名 年 年 月 月 日 日

備考

